

福岡医発第 989 号（地）
令和 2 年 7 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県医師会「施設基準定例報告等説明会」について
(令和 2 年度の定例報告に関するポイント)

時下 ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、本会で例年開催の「施設基準定例報告等説明会」につきましては開催を中止する旨、令和 2 年 6 月 25 日付け福岡医発第 907 号（地）にてご連絡申し上げたところです。

今般、当該通知に記載しておりましたとおり、九州厚生局より、本年度の定例報告に関するポイントについて文書（別紙 1）をいただきました。

内容としては、全体的な注意点に加え、昨年度（令和元年度）の定例報告との相違点等が記載されており、また、本年度は、「新型コロナウイルス感染症への対応による影響の有無を確認する項目」が追加されておりますので、必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

また、本資料と併せて、九州厚生局ホームページに掲載の「新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて（施設基準関係）」(PDF)、「施設基準ごとの提出書類」(PDF)、「令和 2 年度定例報告に係る FAQ（医科）」(PDF) も必ずご確認ください。

提出につきましては、郵送のみでの受付であり（FAX は不可）、病院が 7 月 31 日（金）、有床診療所が 8 月 7 日（金）、無床診療所が 8 月 13 日（木）必着となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 定例報告様式につきましては、九州厚生局ホームページ (https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/kijun_hokoku/index.html) に掲載されております。
- 2) 別紙 2 のとおり九州厚生局より定例報告のお知らせのはがきが、病院宛 7 月 1 日（水）、有床診療所宛 7 月 6 日（月）、無床診療所宛 7 月 10 日（金）に発送されます。
- 3) 本件につきましては、本会ホームページ会員専用「医療保険（労災・自賠医療を含む）＞適時調査（施設基準）関連」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/s_hisetsu_kijun_todoke.html) に掲載しておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

令和2年7月1日

福岡県医師会 御中

九州厚生局 指導監査課

令和2年度 施設基準の届出の確認（定例報告）について

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準の届出を行った保険医療機関は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日付け保医発0305第2号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日付け保医発0305第3号）に基づき、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされているところです。

今回、当課において定例報告を行う際の留意点等について、別添のとおり作成いたしましたので、会員の皆様への周知の程よろしく願いいたします。

なお、定例報告につきましては、期限厳守にてお願いしていることにつきましても、あわせて周知方よろしく願い申し上げます。

令和２年度 施設基準の届出の確認（定例報告）について

1 定例報告とは

施設基準の届出を行った保険医療機関は、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第２号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和２年３月５日付け保医発 0305 第３号）に基づき、毎年７月１日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告を行うことと定められています。

2 全体的な注意点

- （１）令和２年４月の診療報酬改定に伴い、前年度と同じ報告様式であっても、確認項目に変更が生じているものがありますので、必ず**令和２年度の報告様式**を使用してください。
- （２）報告様式は九州厚生局公式ホームページ(<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>)に掲載していますので、ダウンロードのうえ作成し、**片面印刷したもの**を提出してください。
- （３）報告に関する補足説明を記載した「**令和２年度 定例報告に係る F A Q**」を九州厚生局公式ホームページに掲載していますので、必ずご一読ください。
- （４）医療機関の施設基準の届出状況によっては、提出不要な報告様式がありますので、誤って提出しないようご注意ください。併せて、別添２「施設基準ごとに定められている報告等について（総括表）」の提出書類のチェック欄と実際の提出書類が一致しているか必ずご確認をお願いします。
 - ※ 不備に当たる例は次のとおりです。
 - ・例１：項目にチェックはあるものの様式は未添付
 - ・例２：提出不要な様式（報告対象の施設基準等の届出がないもの）を添付
- （５）提出を求められていない資料を添付しないようご注意ください。
 - ※ 不備に当たる例は次のとおりです。
 - ・例１：病院における「別紙様式１」の参考資料としての「様式９」を添付
 - ・例２：負担軽減の報告（「様式１３の２」「様式１３の３」「様式１３の４」「様式１７の２」）の参考資料としての負担軽減計画等を添付

(6) 報告書の記載欄について、記載漏れとなっているケースが見受けられますので、提出前に必ずご確認をお願いします。

※ 不備に当たる例は次のとおりです。

・例：医療機関コード（7桁）及び医療機関名の未記載

(7) 届出している入院料等の区分と報告様式（病院における「別紙様式1-1」や有床診療所における「別紙様式2」）に記載した人員配置数が不一致となっているケースが見受けられますので、提出前に必ずご確認をお願いします。

(8) 要件を満たしていない施設基準については、速やかに類下げ等の変更の届出や辞退の届出を行ってください。**報告書の提出のみでは、変更や辞退はできません。**

3 令和元年度の定例報告との相違点等

(1) 病院

① **報告様式の新設**は以下のとおりです。該当する施設基準等の届出を行っている場合は必ず報告をお願いします。

- ・別紙様式6の2「**初診等に係る特別の料金**の徴収に関する報告書」
- ・別紙様式15「白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する**多焦点眼内レンズ**の支給に係る実施状況報告書」
- ・別紙様式16「**摂食嚥下支援加算**に係る報告書」
- ・別紙様式17の1「**地域医療体制確保加算**に係る報告書」
- ・別紙様式17の2「**地域医療体制確保加算**に係る報告書（**病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制**について）」
- ・別紙様式18「**精神科救急・合併症入院料**に関する実施状況報告書（令和2年7月1日現在）」
- ・別紙様式19「**精神科救急入院料**に関する実施状況報告書（令和2年7月1日現在）」
- ・様式20「**精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料**の施設基準に係る報告書」
- ・様式35の6「**抗菌薬適正使用支援加算**に係る報告書（7月報告）」
- ・様式42の5「**早期栄養介入管理加算**に係る報告書（7月報告）」
- ・様式52の2「**緩和ケア病棟入院料1**に係る報告書」

② 作成時に特に注意していただきたい点（**今年度追加項目**）

- ・「別紙様式1-1」及び「別紙様式1-2」において、**新型コロナウイルスへの対応による影響の有無を確認する項目**がありますので、病院の状況を踏まえてご記入ください。（詳細は「別紙様式1：記載上の注意」を参照。）

(2) 有床診療所

- ① **報告様式の新設**は以下のとおりです。該当する施設基準等の届出を行っている場合は必ず報告をお願いします。

- ・別紙様式 15「白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する**多焦点眼内レンズ**の支給に係る実施状況報告書」
- ・別紙様式 16「**摂食嚥下支援加算**に係る報告書」
- ・様式 13 の 4「**医師の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制**（7月報告）」
- ・様式 35 の 6「**抗菌薬適正使用支援加算**に係る報告書（7月報告）」

② 作成時に特に注意していただきたい点（**今年度追加項目**）

- ・「別紙様式 2」において、**新型コロナウイルスへの対応による影響の有無を確認する項目**がありますので、診療所の状況を踏まえてご記入ください。（詳細は「別紙様式 2：記載上の注意」を参照。）

(3) 無床診療所

- ① **報告様式の新設**は以下のとおりです。該当する施設基準等の届出を行っている場合は必ず報告をお願いします。

- ・別紙様式 15「白内障に罹患している患者に対する水晶体再建に使用する眼鏡装用率の軽減効果を有する**多焦点眼内レンズ**の支給に係る実施状況報告書」
- ・別紙様式 16「**摂食嚥下支援加算**に係る報告書」

② 注意していただきたい点

- ・**報告書の提出が不要な診療所に該当するケース**がありますので、別添 2「施設基準ごとに定められている報告等について（総括表）」のく（フローチャート）提出する書類の確認欄をご確認ください。

4 報告書の提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

- ・郵送による提出をお願いします。**FAXでの提出はできません**。提出前に記載漏れがないか、また押印漏れがないかを必ずご確認ください。

(2) 提出期限

- ・病院：**令和 2 年 7 月 31 日（金）** 必着
- ・有床診療所：**令和 2 年 8 月 7 日（金）** 必着
- ・無床診療所：**令和 2 年 8 月 13 日（木）** 必着

【指導監査課:病院(表)】

郵便はがき	
九州厚生局	
料金後納郵便	

【重要なお知らせ】
施設基準の届出状況等の報告については、九州厚生局公式ホームページから報告様式をダウンロードの上、ご提出いただくようお願いいたします。

(ご提出・お問い合わせ先)
九州厚生局 指導監査課
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-2-8
住友生命博多ビル4F
電話番号: 092 (707) 1125

【指導監査課:病院(裏)】

施設基準の届出状況等の報告について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届出している保険医療機関については、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされております。

報告様式については、九州厚生局公式ホームページからダウンロードの上、下記期日までに郵送にてご提出していただくようお願いいたします。

報告期限: 令和2年7月31日(金)

＜ダウンロード先のご案内＞ ※ 6月30日掲載予定
【九州厚生局公式ホームページ】
<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>
トップページの「施設基準の届出状況等の報告(定例報告)」をクリックしてください。



※ 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参照ください。
※ インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、当課までお問い合わせください。
※ このハガキは、令和2年6月1日時点のデータを基に送付しております。

【指導監査課:有床診療所(表)】

郵便はがき

九州厚生局
料金後納郵便

【重要なお知らせ】

施設基準の届出状況等の報告については、九州厚生局公式ホームページから報告様式をダウンロードの上、ご提出いただくようお願いいたします。

(ご提出・お問い合わせ先)

九州厚生局 指導監査課
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-2-8
住友生命博多ビル4F
電話番号: 092 (707) 1125

【指導監査課:有床診療所(裏)】

施設基準の届出状況等の報告について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届出している保険医療機関については、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされております。

報告様式については、九州厚生局公式ホームページからダウンロードの上、下記期日までに郵送にてご提出していただくようお願いいたします。

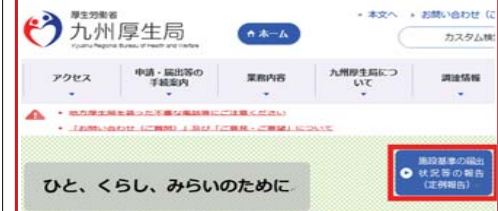
報告期限: 令和2年8月7日(金)

＜ダウンロード先のご案内＞ ※ 6月30日掲載予定

【九州厚生局公式ホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

トップページの「施設基準の届出状況等の報告(定例報告)」をクリックしてください。



- ※ 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参照ください。
- ※ インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、当課までお問い合わせください。
- ※ このハガキは、令和2年6月1日時点のデータを基に送付しております。

【指導監査課：無床診療所（表）】

郵便はがき

九州厚生局
料金後納郵便

【重要なお知らせ】

施設基準の届出状況等の報告については、九州厚生局公式ホームページから報告様式をダウンロードの上、ご提出いただくようお願いいたします。

（ご提出・お問い合わせ先）

九州厚生局 指導監査課
〒812-0011
福岡市博多区博多駅前3-2-8
住友生命博多ビル4F
電話番号：092（707）1125

【指導監査課：無床診療所（裏）】

施設基準の届出状況等の報告について

日頃より、医療保険制度の推進につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、施設基準を届出している保険医療機関については、毎年7月1日現在で施設基準の適合性を確認し、その結果について報告することとされております。

報告様式については、九州厚生局公式ホームページからダウンロードの上、下記期日までに郵送にてご提出していただくようお願いいたします。

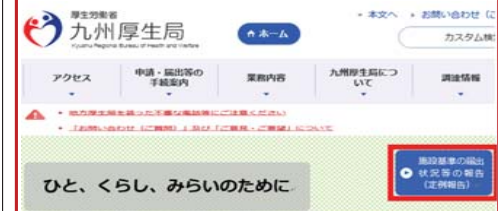
報告期限：令和2年8月13日（木）

＜ダウンロード先のご案内＞ ※ 6月30日掲載予定

【九州厚生局公式ホームページ】

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>

トップページの「施設基準の届出状況等の報告（定例報告）」をクリックしてください。



- ※ 記載上の注意等につきましては、ホームページをご参照ください。
- ※ インターネットがご利用できない環境にある保険医療機関につきましては、当課までお問い合わせください。
- ※ このハガキは、令和2年6月1日時点のデータを基に送付しております。